

S1-3 高気圧酸素治療認定技師の問題 ～看護師の立場から～

阿部昌子

医療法人平成醫塾 苫小牧東病院

【はじめに】当院の高気圧酸素治療装置は平成元年8月ゼクリスト社製2500B 1基導入され、その操作・管理者として看護師1名が専属で配置され稼動が始まった。その後1基追加され2基稼動となり、平成16年に高気圧酸素治療装置の他、院内のME機器保守管理業務を兼ねる目的で臨床工学技士1名が配置され、現在2名体制で高気圧業務を行っている。当院においては高気圧酸素治療管理医を院長が取得しており、学会認定技師を取得しているのは看護師1名でもう1名は今後取得予定にある。今回の技術部会シンポジウムにおいて認定技師更新に関わる不安要素及びそれに対する規制緩和の必要性を、高気圧酸素治療に専従として携わっている看護師の立場から報告したい。

【現状】高気圧酸素治療安全協会によれば、現在全国で高気圧酸素治療装置を導入し稼動している施設は683施設との報告があるが、その中で看護師が高気圧酸素治療室専従として操作・保守・管理業務を担っている施設は極めて少ないと推察される。しかし看護師という職種で認定技師を取得している者は少なくはないと思われる。また看護師という職種は、昨今の医療情勢を考えれば配置転換の可能性を常に考えなくてはならない立場である」

【認定更新制度に対する問題点】平成18年度の認定技師更新制度改定によれば教育集会への参加が義務付けられた。隔年で行われる教育集会の基礎編・臨床編の両方を6年以内に受講しつつ更に24単位以上を取得すること、また教育集会の開催場所が東京のみであることは特に地方の従事者にとって難しい条件である。また「現任者」という更新条件があるため、施設内での配置替えが多い看護師の立場では認定技師を取得したとしてもその後の更新に不安が多く、今後新たに認定技師という資格を積極的に取得しようという発想に至らない場合があると考えられる。

【考察】看護師のみの立場では、現行の認定技師更新制度の規定は極めて厳しいと言わざるを得ない。現在、認定技師を取得している看護師、また何らかの形で高気圧酸素治療に携わる看護師達が認定技師を取得しようとする為にも、更新に必須条件である「現任者」及び「教育集会への参加」という認定技師更新制度の規定を緩和させる必要があると考える。

S1-4 認定技師更新規則における一部緩和の提言 ～医療の現場を離れた立場から～

小熊美行

函館酸素(株)道央支社 札幌営業所

日本高気圧環境・潜水医学会(以下、学会)が高気圧酸素治療装置の操作及び保守管理を行う技術に関する能力を認定する事により高気圧酸素治療(以下、HBO)の技術水準の進歩と安全性の向上を図る事を目的として平成7年に臨床高気圧酸素治療認定技師認定規則(以下、認定規則)が施行され、これまで多くの臨床高気圧酸素治療認定技師(以下、認定技師)が誕生している。

高気圧環境下において高濃度酸素を用いる治療であるHBOは、装置の操作及び保守管理を行う業務に就いている技師にも、より専門性が要求されるのは当然の事であると共に、HBOに従事する者にとって認定技師の取得を目指す事は、業務に対するモチベーションを高め、かつ、自身のスキルアップを図れると言う点においては大いに意味のある制度と考える。

ところで、今日の医療を取り巻く環境は益々厳しさを増し、それが一因となり、認定技師を取得しながらもHBOの現場を離れ、専門学校教員等へ転職をした者もいるのも事実である。認定規則は日常的にHBO業務に就いている現任者を対象としたものであり、その対象外であるメーカー、ディーラーに勤務する者、又は、専門学校教員にとっては教育集会の受講は別とし、認定技師の取得は勿論、取得済みの認定技師を更新するまでの必要性はない。しかしながら認定技師を取得しながらも転職した者の中には復職を考慮している者もあり、そうした者にとって現行の認定規則の更新要件では折角取得した認定技師もその更新は断念せざるを得ないのが現状である。

今回、本シンポジウムにおいては、現行の認定規則、特にその更新要件に対する緩和の必要性を医療の現場を離れた立場から報告したい。